

《資料》

不法行為法リステイメント第3版：
製造物責任，最終草案提案
(1997年4月1日)

中 村 弘

- I はじめに
- II 最終草案条文

I はじめに

この資料は、Restatement of Torts (3d) : Products Liability, Proposed Final Draft (April 1, 1997), The American Law Institute, Philadelphia, Pa., USA の21カ条からなる条文を和訳したものである。この冊子は構成として、各条ごとに、条文、コメント、報告者のノートの順に並べられ全部で386ページに達するが、紙数の都合上、この資料は条文のみを掲載している。

本草案は、Henderson & Twerski 両教授が第1次暫定草案(1994年4月12日)以来手がけたもので、第2次暫定草案(1995年3月13日)、第3次暫定草案(1996年4月5日)を経て、今回の草案が最終草案である。本稿を書く前に、筆者は斉藤祥男博士古稀記念論文集『国際ビジネス—その実態と法的側面(仮題)』文真堂(近刊)中の一つとして「製造物責任に関する米国不法行為法リステイメント第3版第3次暫定草案」と題したものを、第3次暫定草案を中心に、その第1次暫定草案からの推移を追って述べているので、詳細はそれを参照して頂きたい。とくに、その中の「暫定草案の推移一覧表」は読者にとって便利と思われる。

今回の最終草案は、第3次暫定草案をさらに推敲したもので、条文の配列や各条

の文言は1カ条(第14条)を除いて大なり小なり手が加わっている。最終草案における条の数は一つふえて21カ条になっている。次に、最終草案における第3次暫定草案からの配列の移動状況を一覧表として示す。

最終草案(条)		第3次暫定草案(条)
1	←	1
2	←	2
3	←	3
4	←	7
5	←	10
6	←	8
7(新規)		
8	←	9
9	←	17
10	←	18
11	←	20
12	←	15
13	←	19
14	←	16
15	←	11
16	←	12
17	←	13
18	←	14
19	←	4
20	←	5
21	←	6

随分思い切った配列の入れ換えをしたものだ、と筆者は思う。とままりよくなっている反面、これはどうか、と首をかしげたくなることもある。それは、第3次暫定草案中の定義規定である第4条、第5条、第6条が最終草案では最終章である第4章の最終節の第3節に第19条、第20条、第21条として末尾に追いやられてしまったことである。ふつう定義規定は冒頭部分に置かれるべきものである。人は、始めから終りに向かってページを繰って読むのがふつうである。最後のほうから読む人はまずないだろう。これが難点の一つ。もう一つは、定義は1カ所にまとめるべきものであるにも拘らず、定義が第6条、第8条にもあることだ。これらは一括して冒頭にもってくるべきだろう。これらの難点は「Ⅱ 最終草案条文」中の該当する個所に注として指摘しておいた。

次に指摘したいことは、第2次暫定草案以後、製造物責任を負う者が第1次暫定

草案の「売主」よりも拡大されて「売主または他の方法による流通者」となり、被害者たるべき使用者または消費者はよりよく保護されるはずのところ、被告席に座らされるべき者が全条一貫して「売主または他の方法による流通者」となっており、章・条によつては単に「売主」のままとなっており、「流通者」が脱落していることである。この尻抜けについても「Ⅱ 最終草案条文」中の該当する個所に注として指摘しておいた。これが第2の難点である。なお、「売主または他の方法による流通者」の定義は、第20条に設けられている。

最後に、最終草案第7条に新規に規定された「欠陥のある食品に起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任」という条について、以下少し触れておこう。かかる欠陥食品についての特別規定は第3次暫定草案まではなかった。食品の欠陥については、それまで一貫して第2条の「欠陥類型」、すなわち製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥の3類型に従って処理されていた。それらの欠陥判定の一般的基準となるものは、製造上の欠陥については標準逸脱基準、設計上および指示・警告上の欠陥については危険・効用衡量基準である。食品の製造上の欠陥について、かつて裁判所で多用されていた基準は異物対自然物テスト(foreign-natural test)であった。この基準によれば、異物が食品の中に混入していれば欠陥となるが、食品の一部が自然物であれば、たとえ危険であろうとも欠陥にはならないとされていた。例えば魚シチュー(fish chowder)中の魚の骨は自然物であるが、チキン・サンドイッチ中の鶏の骨は異物であるという具合に、である。しかし、この基準は区別が必ずしも明確でないため、合理的な消費者が期待しないような物が混ざっていれば、その食品には欠陥があるという消費者期待基準がこの基準にとって代わるようになった。この消費者期待基準も、製造上の欠陥を判断するに当り、万能とはいえないが、食品のように一般消費者にとって身近な物であり、特別の専門的知識がなくとも社会的常識で判断することの可能な場合には、例外的に利用可能といえるだろう。そして第7条の新設は、多数を占める判例の動向を反映したものといえる。

さて、この最終草案は、いつ日の目を見るのだろうか。これについて筆者は前稿「製造物責任は無過失責任でよいのか」(関西大学商学論集(来住哲二教授古稀記念)第42巻第6号, 1998年2月刊)ですでに述べているので、要点だけを述べる

ことにしたい。本草案は、1997年5月20日アメリカ法律協会 (The American Law Institute) の第74回年次総会で小さな変更を加えることを条件に圧倒的多数で承認された。ただし、筆者が先に指摘した二つの難点がこの中に含まれているかどうかは、筆者は知らない。公式テキスト (official text) は1998年中に発行される予定とのことである。

II. 最終草案条文

不法行為法リステイメント第3版：製造物責任、最終草案提案 (1997年4月1日)

¹
第1章 販売時点における製造物の欠陥を根拠とする商業的製造物売主の責任
(Liability of Commercial Product Sellers Based on Product Defects at Time of Sale)

第1節 製造物に対し一般に適用される責任ルール (Liability Rules Applicable to Products Generally)

第1条 欠陥製造物に起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Seller or Distributor for Harm Caused by Defective Products)

製造物を販売または他の方法で流通することを業とする者が欠陥製造物を販売または流通したときは、その欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

第2条 製造物欠陥の類型 (Categories of Product Defect)

販売または流通の時点で製造物が製造上の欠陥を含むか、設計上の欠陥を有するか、または不適切な指示もしくは警告により欠陥があるときは、その製造物は欠陥製造物である。

1 第1章のタイトルは、中身からすれば、「商業的製造物売主」の次に「または流通者」を補うべきだろう。

- (a) 製造物を準備し、市販するに際しあらゆる注意を払ったとしても、その製造物が意図した設計から逸脱しているときは、その製造物は製造上の欠陥を有する。
- (b) 製造物によって惹起される危害の予見可能な危険が、売主、他の流通者または流通の商業的連鎖過程の前任者による合理的な代替設計の採用により、削減または回避可能であり、その代替設計の不採用がその製造物の合理的安全を欠くに至らしめたときは、その製造物は設計上欠陥がある。
- (c) 製造物によって惹起される危害の予見可能な危険が、売主、他の流通者または流通の商業的連鎖過程の前任者による合理的な指示または警告の提供により、削減または回避可能であり、その指示または警告の不提供がその製造物の合理的安全を欠くに至らしめたときは、その製造物は指示または警告が不適切であることを理由に欠陥がある。

第3条 製造物欠陥の推定を支持する状況証拠 (Circumstantial Evidence Supporting Inference of Product Defect)

以下の状況に該当するときは、特定の欠陥を立証することなく、原告の受けた危害が販売または流通の時点で存在する製造物の欠陥に起因したことを推定することができる。

- (a) 原告に危害を与えた事故が、通常では製造物欠陥の結果として生ずる種類のものであったとき、および
- (b) 原告に危害を与えた事故が、特定の事故において、販売または流通の時点で存在する製造物欠陥以外の原因の唯一の結果によるものではなかったとき。

第4条 製品安全に関する法規の不遵守および遵守 (Noncompliance and Compliance with Product Safety Statutes or Regulations)

欠陥のある設計または不適切な指示もしくは警告に対する責任に関して、

- (a) 製造物が製品安全に適用される制定法または行政規則を遵守していないときは、その制定法または行政規則により削減が求められている危険について、その製造物には欠陥があるものとする。および

- (b) 製造物が製品安全に適用される制定法または行政規則を遵守しているときは、その制定法または行政規則により削減が求められている危険について、その製造物に欠陥があるか否かを判断する際に、適正に斟酌される。ただし、かかる遵守は、法律問題として製造物欠陥の事実認定を排除するものではない。

第2節 特定製造物または同市場に対して適用される責任ルール (Liability Rules Applicable to Special Products or Product Markets)

第5条 部品が組み込まれた製品に起因する危害に対するその部品の商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Seller or Distributor of Product Components for Harm by Products Into Which Components Are Integrated)

部品の販売または他の方法による流通を業とする者が、その部品を販売または流通するときは、以下に該当する場合、その部品が組み込まれた製品に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

- (a) 部品それ自体に第1条乃至第4条に基づく欠陥があり、その欠陥が危害の原因となった場合、または
- (b) (1) 部品の売主または流通者が製品設計中の部品の組み込みに実質的に参加した場合、および
- (2) その部品の組み込みが製品に対して第1条乃至第4条に基づく欠陥の原因となった場合、および
- (3) その製品の欠陥が危害の原因となった場合。

第6条² 欠陥のある処方薬および医療器具に起因する危害に対する売主または他の流通者の責任 (Liability of Seller or Other Distributor for Harm Caused by Defective Prescription Drugs and Medical Devices)

- (a) 欠陥のある処方薬または医療器具を販売または他の方法により流通する処方薬または医療器具の製造者は、その欠陥に起因する人身危害に対して責任を負

2 第6条(a)項第2文の「処方薬または医療器具とは、……」は定義規定であるから、第4章第3節の「定義」に関する節に移すべきではないか、と考える。

う。処方薬または医療器具とは、ヘルス・ケア提供者の処方に従ってのみ法的に販売または他の方法により流通することを認められた物をいう。

(b) (a)項に基づく責任の目的上、販売または他の方法による流通の時点で以下に該当するときは、処方薬または医療器具は欠陥を有する。

(1) 処方薬または医療器具が第2条(a)項に定める製造上の欠陥を含むとき、または

(2) 処方薬または医療器具が(c)項に定める欠陥設計により合理的に安全でないとき、または

(3) 処方薬または医療器具が(d)項に定める不適切な指示または警告により合理的に安全でないとき。

(c) 処方薬または医療器具により惹起される危害についての予見可能な危険が、かかる予見可能な危険と治療上の利点を知っている合理的なヘルス・ケア提供者がいかなる種類の患者に対してもかかる薬品または器具を処方しないほど、予見可能な治療上の利点と比較して十分に大きいときは、その処方薬または医療器具は、欠陥設計により、合理的に安全ではない。

(d) 以下に掲げる者に対して、危害についての予見可能な危険に関する合理的な指示または警告が提供されない場合、処方薬または医療器具は、不適切な指示または警告により、合理的に安全ではない。

(1) その指示または警告に従っていれば危害の危険を削減することのできる処方提供者および他のヘルス・ケア提供者、または

(2) 製造者が、ヘルス・ケア提供者はその指示または警告に従って危害の危険を削減することができないことを知っているか、または知るべき理由をもっているときは、患者。

(e) 処方薬または医療器具の小売商または他の流通者は、以下に該当するときは、その薬品または器具に起因する危害に対して責任を負う。

(1) 販売または他の流通の時点で、その薬品または器具が第2条(a)項に定める製造上の欠陥を含むとき、または

(2) その薬品または器具の販売または他の流通の時点またはそれ以前において、小売商または他の流通者が合理的な注意を払わず、そのためかかる不

注意が人身危害の原因となるとき。

第7条 欠陥のある食品に起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任
(Liability of Commercial Seller or Distributor for Harm Caused by Defective Food Products)

食品の販売または他の方法による流通を業とする者が第2条、第3条または第4条に基づく欠陥食品を販売または流通するときは、その欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。第2条(a)項に基づき、合理的な消費者が、その食品が危害の原因となる成分を含んでいると予期していないときは、その食品に含まれるかかる成分には欠陥がある。

第8条³ 欠陥のある中古品の商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Seller or Distributor of Defective Used Products)

中古品の販売または他の方法による流通を業とする者が欠陥中古品を販売または流通するときは、以下に該当する場合、その欠陥に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

- (a) その欠陥が結果的に、売主が合理的な注意を払わなかったことによる場合、または
- (b) その欠陥が第2条(a)項に基づく製造上の欠陥または第3条に基づき推定することができる欠陥である場合、およびその製品の売主による販売が買主の地位にいる合理人に、もしその中古品が新品であったとすれば、それよりも大きな欠陥の危険を生じさせることはないとは予期させる場合、または
- (c) その欠陥が、中古品を流通する商業的連鎖過程にいる売主または前任者により再加工されたその中古品に存在する第2条または第3条に基づく欠陥である

3 第8条のタイトルは「売主または流通者」であるから、(a)項の「売主」に続いて「または流通者」を補い、また(b)項の「買主の地位にいる合理人に、」の後に「またはその製品の他の流通者による流通が使用者もしくは消費者の地位にいる合理人に、」を補う必要があると考える。さらに(c)項の第2パラグラフは「中古品」の定義であるから、このパラグラフ全体を第4章第3節の「定義」に関する節に移すべきではないか、と考える。なお、同パラグラフ中の「流通の商業的連鎖過程にいない買主」の次に「または使用者もしくは消費者」を補う必要があると考える。

場合。

中古品とは、本条に述べた販売または他の方法による流通の時点より前に、流通の商業的連鎖過程にいない買主に対して業として販売または他の方法により流通され、かつ一定期間使用された製造物をいう。

第2章⁴ 販売時点における製造物欠陥を根拠としない商業的製造物売主の責任
(Liability of Commercial Product Sellers Not Based on Product Defects at Time of Sale)

第9条⁵ 不実表示に起因する危害に対する商業的製造物売主または流通者の責任
(Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Misrepresentation)

製造物の販売または他の方法による流通を業とする者が、製造物の販売と関連して、その製造物に悪意のある、過失のある、または善意の (fraudulent, negligent or innocent) 不実表示をするときは、その不実表示に起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

第10条⁶ 販売後警告しないことに起因する危害に対する商業的製造物売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Post-Sale Failure to Warn)

- (a) 製造物の販売または他の方法による流通を業とする者は、売主の地位にいる合理人なら警告したと考えられる場合に、売主が製造物の販売または流通の時点後警告しなかったことに起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。
- (b) 売主の地位にいる合理人なら、以下に該当するときは、販売時点後警告する

4 第2章タイトル冒頭の「販売時点」は「販売または流通の時点」とし、「商業的製造物売主」の次に「または流通者」を補うべきだろう。

5 第9条「製造物の販売と関連して」は「製造物の販売または流通と関連して」に改めるべきだろう。

6 第10条中に「売主」が4回出てくるが、いずれの場合も「または流通者」を補うべきであろう。また(b)項「販売」の次に「または流通の」を補うべきだろう。

ものと考えられる。

- (1) 売主がその製造物に人身または財産に及ぶ危害の実質的危険があることを知っているか、または合理的に知るべきであるとき、および
- (2) 警告を提供できると思われる人の身元がわかり、かつ合理的に考えて、その人が危害を生ずる危険に気づいていないと思われるとき、および
- (3) 警告が有効に、それを提供することができると思われる人に伝達され、かつその人ならそれに従って行動することができるとき、および
- (4) 警告を発する負担を正当化できるほど、危害に対する危険が十分に大きいとき。

⁷
第11条 販売後製造物を回収しないことに起因する危害に対する商業的売主または流通者の責任 (Liability of Commercial Product Seller or Distributor for Harm Caused by Post-Sale Failure to Recall Product)

製造物の販売または他の方法による流通を業とする者は、以下に該当するときは、販売または流通の時点後売主が製造物を回収しないことに起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

- (a) (1) 制定法または他の行政規則により、売主または流通者がその製造物の回収を明確に命じられているとき、または
- (2) 第(1)号に基づく回収命令がない場合に、売主または流通者がその製造物の回収を引き受けるとき、および
- (b) 売主または流通者がその製造物の回収をする際に合理人として行動しないとき。

第3章 後継者および表見的製造者の責任 (Liability of Successors and Apparent Manufacturers)

⁸
第12条 前任者が業として販売した欠陥製造物に起因する危害に対する後継者

7 第11条中の「売主が製造物を回収……」は「売主または他の流通者が製造物を回収……」に改めるべきだろう。

8 第12条のタイトル冒頭の「前任者が業として販売」の次に「または流通」を補う。

の責任 (Liability of Successor for Harm Caused by Defective Products Sold Commercially by Predecessor)

前任者としての法人 (corporation) または他の企業実体 (business entity) の資産を取得する後継者としての法人または他の企業実体は、その取得が以下に該当する場合、前任者が業として販売または他の方法で流通した欠陥製造物に起因した人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

- (a) 取得が、後継者によるかかる責任を引き受けることの同意を伴う場合、または
- (b) 取得が、結果的に前任者の負債または債務の責任を免れるための詐欺的財産移転 (fraudulent conveyance) である場合、または
- (c) 取得が、前任者との新設合併 (consolidation) または前任者の吸収合併 (merger) を構成する場合、または
- (d) 取得により、結果的に後継者が前任者の継続者 (continuation) となる場合。

⁹
第13条 販売後の警告を後継者自身がしないことに起因する危害に対する後継者の責任 (Liability of Successor for Harm Caused by Successor's Own Post-Sale Failure to Warn)

(a) 前任者としての法人または他の企業実体の資産を取得する後継者としての法人または他の企業実体は、第12条に述べたルールに基づき責任を負うか否かに拘らず、以下に該当するときは、前任者が販売または流通した製造物により生じた危険について後継者が警告しないことに起因する人身または財産に及ぶ危害に対して責任を負う。

- (1) 後継者が、その製造物の保守 (maintenance) もしくは修理 (repair) のサービスを提供することを引受けもしくは同意するとき、または後継者に対し現実的もしくは潜在的な経済的利益を生じさせる前任者の製造物を任意に取得する者 (purchaser)¹⁰ と類似の関係を持つに至るとき、および

べきだろう。

9 第13条のタイトル冒頭の「販売後の」は「販売または流通後の」に改めるべきだろう。

10 purchaser は、動産売買については、買主以外にも譲渡抵当や贈与などを任意に取

- (2) 後継者の地位にいる合理人なら、警告するものと考えられるとき。
- (b) 後継者の地位にいる合理人なら、以下に該当するときは、警告するものと考えられる。
- (1) 後継者が、その製造物に人身または財産に及ぶ危害の実質的危険があることを知っているか、または合理的に知るべきであるとき、および
 - (2) 警告を提供できると思われる人の身元がわかり、かつ合理的に考えて、その人が危害を生ずる危険に気づいていないと思われるとき、および
 - (3) 警告が有効に、それを提供することができるとされる人に伝達され、かつその人ならそれに従って行動することができるとき、および
 - (4) 警告を発する負担を正当化できるほど、危害に対する危険が十分に大きいとき。

第14条 他人の製造による製造物を自己の製造物として販売または他の方法で流通すること (Selling or Otherwise Distributing as One's Own a Product Manufactured by Another)

製造物の販売または他の方法による流通を業とする者が他人の製造物を自己の製造物として販売または他の方法で流通するときは、その売主または流通者は、あたかもその製造物の製造者であるが如同じ責任を負う。

第4章 一般的適用条項 (Provisions of General Applicability)

第1節 因果関係 (Causation)

第15条 製造物欠陥と危害の因果関係を支配する一般的ルール (General Rule Governing Causal Connection Between Product Defect and Harm)

製造物欠陥が人身または財産に及ぶ危害の原因となったか否かは、不法行為の因果関係を支配する現行のルールおよび基本原理に従って決定する。

↘ 得する者という広い意味に用いられる (田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年、685ページ)。

¹¹
第16条 製造物欠陥による拡大された危害 (Increased Harm Due to Product Defect)

- (a) 製造物が販売時点で欠陥があり、その欠陥が他の原因から生じたであろう危害を超えて原告が被った危害を拡大する実質的要因となったときは、その製造物の売主は、その拡大された危害に対して責任を負う。
- (b) 証拠が製造物欠陥のない場合における、他の原因から生じたであろう危害の決定を支持するときは、製造物の売主の責任は製造物欠陥のみによる拡大された危害に限定される。
- (c) 証拠が製造物欠陥のない場合における、生じたであろう危害についての(b)項に基づく決定を支持しないときは、製造物の売主は、その欠陥および他の原因によるすべての原告の危害に対して責任を負う。
- (d) 欠陥製造物の売主が(b)項に基づき原告が被った危害の一部に対して責任を負う場合、または(c)項に基づき原告が被ったすべての危害に対して責任を負う場合は、連帯責任 (joint and several liability) に適用されるルールに従って危害発生に法的責任を負う他の当事者と連帯して責任を負う。

第2節 積極的抗弁 (Affirmative Defenses)

第17条 原告、欠陥製造物の売主および流通者ならびに他の者相互間の責任配分 (Apportionment of Responsibility Between or Among Plaintiff, Sellers and Distributors of Defective Products, and Others)

- (a) 原告の行為が危害を生ずる製造物欠陥と結合し、かつその原告の行為が適切な注意基準に照らして一般に適用されるルールを下回るときは、その製造物欠陥に起因する危害に対する原告の損害賠償取得金は、減額することができる。
- (b) (a)項に基づく減額の方法 (manner) および程度 (extent)、ならびに原告取得金の多数被告間での配分は、責任の配分に一般に適用されるルールに準拠す

11 第16条(a)項の「販売時点」は「販売または流通の時点」に改めるべきだろう。本条(a)~(d)項に「売主」が1回ずつ合計4回出てくるが、いずれも「または流通者」を補うべきだろう。

る。

第18条 人身危害を理由とする製造物責任請求に対する抗弁としての責任の排除, 制限, 権利放棄および他の契約上の免責 (Disclaimers, Limitations, Waivers, and Other Contractual Exculpations as Defenses to Products Liability Claims for Harm to Persons)

製造物の売主または他の流通者による救済の排除および制限, 製造物の任意取得者 (purchasers) による権利放棄ならびに口頭または文書による他の類似の契約上の免責は, 人身危害に対する新品の売主または他の流通者を相手取った他の方法による正当な手続きを踏んだ (valid) 製造物責任請求を取り消しまたは制限するものではない。

第3節¹² 定義 (Definitions)

第19条 「製造物」の定義 (Definition of "Product")

本リステイトメントの目的上,

- (a) 「製造物」とは, 使用または消費のために商業的に流通された有形の動産 (tangible personal property) をいう。不動産 (real property) および電気のような他の種目 (items) は, それらの流通および使用の意味合いが本リステイトメントに述べたルールを適用することが適当である有形の動産の流通および使用と十分類似している (analogous) ときは, 製造物である。
- (b) サービスは, たとえ業として提供されたとしても, 製造物ではない。
- (c) 人間の血液および人体組織は, たとえ業として提供されたとしても, 本リステイトメントのルールの対象とはならない。

第20条 「売主または他の方法による流通者」の定義 (Definition of "One Who Sells or Otherwise Distributes")

¹² 第3節中に3カ条の定義規定があるが, これらはすでに指摘した第6条, 第8条の定義規定とともに本リステイトメントの冒頭に移すべきだろう。

本リステイトメントの目的上、

- (a) 商業的意味合いにおいて、使用もしくは消費のために、または最終の使用もしくは消費を目的とした転売のために所有権 (Ownership) を移転する者は、製造物の売主である。商業的製造物売主は製造業者、卸売業者および小売業者を含むが、それらの者に限定しない。
- (b) 販売以外の商業取引において、使用もしくは消費のために、または最終の使用もしくは消費のための準備段階として他人に製造物を提供する者は、他の方法による流通者である。業として販売はしないが、製造物を商業的に流通する者は、賃貸人 (lessors)、寄託者 (bailors) およびかかる製造物の使用もしくは消費または他の商業活動を促進する手段として他人に製造物を提供する者を含むが、それらの者に限定しない。
- (c) 商業取引において、製造物とサービスを組み合わせたものを提供し、かかる取引が全体として、または製造物の構成部品として、前項(a)または(b)の基準 (criteria) を満たすときは、かかる者もまた製造物の売主または他の方法による流通者である。

第21条 「人身または財産に対する危害」の定義：経済的損失の回復 (Definition of “Harm to Persons or Property” : Recovery for Economic Loss)

本リステイトメントの目的上、人身または財産に対する危害は、次に掲げるものに対する危害に起因するときは、経済的損失を含む。

- (a) 原告の身体 (person)
- (b) 別人 (another) に対する危害が原告の法的に保護された利益と衝突するときは、その別人の身体、または
- (c) 欠陥製造物その物以外の原告の財産

(完)